

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年12月22日（平成26年（行個）諮問第126号）

答申日：平成28年7月25日（平成28年度（行個）答申第76号）

事件名：本人の労災事故に係る労働者死傷病報告等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年9月12日付け兵労個開第106号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示部分ごとに述べる。いずれも被害者の知る権利を蔑ろにしたものであり、不当である。

ア 災害調査復命書4枚目の4（1）②形式及び④製造者名

事故機を特定する情報を不開示とする理由は不明である。事故機そのものは作業中公衆の目に触れる状態になっているし、事業者にとっても特殊な機械であればともかくも一般的な機種に過ぎない事故機の特定期間が営業秘密であるとは到底考えられない。

イ 同復命書5枚目の4（4）②ア製造者及びイ型式

事故時の吊り荷であったハンドローラーを特定する情報を不開示とする理由は不明であり、上記アと同様に不合理である。

ウ 同復命書8枚目の（災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細）

この点を不開示とする理由も不明である。審査請求人は本件事故の

被害者として、それらの点について当然知る権利があるというべきである。これを開示したからといって、加古川労働基準監督署が行った災害原因調査やその調査結果に基づく分析の適否が問われ、行政権限行使の適正が図られることはあっても（それは行政機関にとって耳の痛いことかもしれないが）、何か支障を生じさせるとは到底考えられない。行政権限行使の誤りや独善を監視し正していくためにも、開示こそが必要である。

エ 同復命書 9 枚目の「違反条項」及び「措置」

「労働基準監督機関の法令違反等の基準」は労働安全衛生法等の関係法令に照らして判断されるべきものだから法令違反の有無やその内容を不開示とする理由はない。行政機関の独善的な法令解釈が許されないのは当然だから、「違反条項」を不開示とすることに正当な理由はない。

「措置」についても、被害者として当然知る権利があるというべきであり、その不開示は上記ウと同様の理由で不合理である。

オ 同復命書 1 1 枚目「災害発生状況図」、1 2 枚目「災害発生場所平面図」、1 3 枚目「災害発生場所北立面図」及び 1 4 枚目「災害発生場所東立面図」並びに 1 7 枚目～1 9 枚目、2 2 枚目及び 2 3 枚目の各写真

本件事故発生に関する客観的事実であるこれら図面及び写真を不開示とする理由も全く不明である。例えば交通事故であれば、不起訴処分とされた場合でも、事故発生状況の捜査結果である実況見分調書及びその添付写真の閲覧謄写は実務上認められており、これと比べても不合理である。

(2) 意見書

本件開示請求は、20歳の若さで労災事故によって左足膝下切断という重傷を負った審査請求人が法12条1項に基づいて、自己の労災事故についての災害調査復命書等の開示を請求したものである。

ア 法14条3号イ該当性について

諮問庁は、公開されると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組の不十分さや事業運営状況を推認させること、労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害関係法人の正当な利益を害するおそれがあるとしている。

しかし、被災者本人が個人情報開示請求を行っているのだから、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことの推認はそもそも問題になり得ない。また本件災害関係法人に安全確保への取組の不十分さや労働安全衛生上不適切な事業運営状況があったこと、あ

るいは労働関係法令の違反があることが公開によって推認されるとしても、本件災害関係法人のそのような推認をされない利益が、その開示を請求している被災者との関係で「正当な利益」ということができるという価値判断はあり得ない。重大労災事故の原因者のその原因に関する事実関係という情報を秘匿して、事故原因等について被災者の知る権利を蔑ろにするのは、何が「正当な利益」かの判断を倒錯したものというほかない。

したがって、被災者本人に公開しても本件災害関係法人の「正当な利益」を害するおそれがあるといえるのは、本件労災事故の事実関係とは無関係な法人の印影等に限られ、事故関係情報についてはそれが認められる余地はない。

イ 法14条7号柱書き該当性について

諮問庁は、本件事故に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や、本件事故に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている部分を開示すれば、災害関係者らが調査に協力的でなくなるなどして災害発生原因の解明に必要な情報を十分に得ることができなくなり、労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという。

しかし、民事訴訟法上の文書提出命令申立において本件と同じ災害調査復命書が民訴法220条4号口所定の公務秘密文書に該当するか否かが争点になった金沢労基署長・災害調査復命書提出命令事件の最高裁決定平成17年10月14日民集59-8-2265は、同復命書に記載されている、調査担当者が職務上知ることができた当該事業場の安全管理体制、当該労災事故の発生状況、発生原因等の当該事業主にとっての私的な情報については、当該事業主の代表取締役や労働者らから聴取した内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、また調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり（労働安全衛生法91条及び94条）、労働基準監督署長等には、事業者、労働者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる権限があり（同法100条）、これらに応じない者は罰金に処せられるとされていること（同法120条4号及び5号）などに鑑みると、当該部分が開示されても、関係者の信頼を著しく損なうことになるということとはできないし、以後調査担当者が労働災害に関する調査を行うに当たって関係者の協力を得ることが著しく困難となるということもできず、また、上記部分の

提出によって災害調査復命書の記載内容に実質的な影響が生ずるとは考えられないとして、その情報に係る部分が開示されることによって公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判示し、国の提出義務を認めた。

この判示内容は法14条7号柱書き該当性の判断についても妥当することは明らかであるから、本件事故に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や、本件事故に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている部分について法14条7号柱書き該当性を認めることはできない。

ウ 法14条7号イ該当性について

まず労災事故についての災害調査は、法14条7号イ所定の「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」のいずれにも当たらない。

次に諮問庁は開示情報を突き合わせるなど総合的に分析・判断することによって労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなるという。しかし、本件開示請求は一般の行政文書開示請求ではなく、個人情報開示請求だから、被災者個人が被災事故についての情報を得られるにすぎず、一般的な措置基準を明らかにできるほど多数の網羅的な措置状況を知ることができるものではそもそもない。

そして、安衛法違反による労災事故事案であれば、指導、勧告、命令から刑事罰に至るまで、その違反の内容・程度に応じて事業主等は法令に基づく制裁を受けるのは当然のことであり、仮に行政権限の発動状況が明らかになったとしても、だからといって不適当な行為を助長したり、法令違反行為の免責を生じさせるなどという支障が生じることはありえない。

さらに本件文書中、署長判決および意見などを含む「措置」の部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものではなく、行政の判断の結果が記載されたものであり、この部分については、行政機関としては、国民のための行政として適正な行政権限行使が行われたかについて、国民、特に被災者本人に対しては十分な説明責任を果たし、批判にさらされるべき事項というべきであるから、これを開示することこそ事業の適正な遂行に資するというべきである。

以上より、法14条7号イ該当性も認められない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下「請求人」とい

う。)が、平成26年8月18日付けで行った「特定日時ころ、兵庫県特定住所の特定工事の現場において、特定仕様の特定建設機械が請求人（被災者）の左足に乗り上げて負傷した労災事故について、所轄の労働基準監督署（特定労基署と思われる）に提出された労働者死傷病報告書及び同署によるその災害調査復命書。」の開示請求に対し、兵庫労働局長が行った原処分を不服として、平成26年10月9日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法14条2号、3号イ、7号柱書き及び同号イに該当するとして不開示とした情報のうち、下記3（4）に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定日時に特定工事現場において作業中の請求人が負傷した労働災害に関し、特定事業者より所轄の特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告及び当該労働災害に関し同署が作成した災害調査復命書であり、別表に掲げる対象文書1ないし4の文書である。

（2）労働者死傷病報告、災害調査及び災害調査復命書について

ア 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）100条1項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するものであり、当該報告書のうち、本件に関わる様式23号には、ア：労働保険番号、イ：事業の種類、ウ：事業場の名称、エ：事業場の所在地及びその電話番号、オ：構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称、カ：派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称、キ：提出事業者の区分、ク：事業場所在地の郵便番号、ケ：事業場の労働者数、コ：発生日時、サ：被災労働者の氏名、シ：生年月日（年齢）、ス：性別、セ：職種、ソ：経験期間、タ：休業見込期間（休業日数）又は死亡の日時、チ：傷病名、ツ：傷病部位、テ：被災地の場所、ト：災害発生状況及び原因、ナ：略図（発生時の状況）、ニ：報告書作成者職氏名、ヌ：職員記入欄、ネ：報告年月日、ノ：事業者職氏名、ハ：

事業者印影，ヒ：受付印影，フ：労働基準監督署長名，へ：行政措置を記載した情報（a 入力済，b 労働者として入力可等，c 性質・部位）等が記載されている。

労働基準監督署長は，これにより労働災害の発生状況を把握し，必要に応じて，労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。また，このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は，その中で労働災害に係るもの全てを計上し，厚生労働省において把握した全ての労働災害として，年ごとにその統計データを公表し，かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や，法令改正等各種の施策を検討し，また，その施策の効果を判断するのであり，当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。

イ 災害調査について

災害調査は，死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に，同種災害の再発を防止するため，安衛法に規定される職権に基づき，関係者らの任意の協力の下で，調査担当者（労働基準監督官，産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態，労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し，再発防止策を決定するまでの一連の事務であり，また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は，災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり，調査担当者は，当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく，関係者，使用機械，作業形態，管理体制などの人的要因，物的要因，労働環境等を詳細に見分・調査し，その調査結果から，様々な要因が複雑に絡み合った災害発生原因を解き明かし，当該災害が発生した事業場における，実効ある再発防止対策を検討するとともに，同種災害の防止のために必要な施策も検討することとしている。

調査時には，調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り，災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し，それらを文章・図面・写真等に記録する。また，災害発生状況が現場等に保存されておらず，見分できなかつた部分，災害発生に至るまでの背景等については，災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等の聴取等を行うことにより，上記の記録と組み合わせることで災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり，実効ある災害調査の実施のためには，災害調査実施時における，調査担当者と関係者との相互の信頼関係を前提にして，任意の協力により，多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関

係資料の提供を受けること，災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること，事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

ウ 災害調査復命書について

上記イのとおり実施された災害調査については，調査担当者が，調査結果及び原因と対策，これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について，災害調査復命書に取りまとめ，その所属する労働基準監督署長に復命し，当該災害に係る行政機関としての措置について，その要否等を伺う災害調査復命書には，災害発生状況について，例えば，調査事実を項目ごとや，時系列的に整理し，また，調査事実をそのまま記載するのではなく，場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど，災害発生状況が詳細に記載されている。そして，このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が，その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は，当該災害を発生させた事業場，あるいは，同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案のみの確認を行うのではなく，このような災害発生状況の詳細，災害発生原因・再発防止策，行政上の措置案等を併せ見ることによって，調査担当者の調査事実・思考過程に至るまでを災害調査復命書を通じて確認し，当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に，かつ，的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は，労働基準監督署において，個別の労働災害に係る行政指導のみならず，労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また，必要に応じ，当該復命書の写しが，都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では，当該復命書の内容を更に検討し，同種災害に係る労働局管内の，又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や，法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように，災害調査復命書は，実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

エ 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は，本体及び添付資料（図面，写真等）から構成されている。

本体部分には，主に災害調査を実施した事業場に関する事項，被災労働者に関する事項，災害の内容に関する事項，災害原因と再発防止対策に関する事項，その他調査結果に関する事項が記載されており，添付資料としては，災害発生現場の状況を示した見取図，写真等が添付されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

別表に記載した不開示部分のうち、対象文書1の②及び④、2の①及び⑤の不開示部分には、請求人以外の本件事故に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており、これらは特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表に記載した不開示部分のうち、対象文書1の②ないし④、文書2の①ないし③、⑦及び⑧、文書4の①及び③の不開示部分には、本件事故に関する法人の印影、法人の情報や事業場内部の情報が記載されており、これらが公開されると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組の不十分さや事業運営状況を推認させること、労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

別表に記載した不開示部分のうち、対象文書1の①ないし④、文書2の①ないし③、⑤、⑦及び⑧、文書4の①及び③の不開示部分には、本件事故に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や、本件事故に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明と同種災害再発防止策の策定であるが、この目的を達成するためには、多数の関係者等から、正確な事実の説明や関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、本件対象文書はこれら関係者等の協力に基づいて作成されている。

このように災害関係者らが災害調査に自発的に協力するのは、災害調査の重要性に対する理解等があることのみならず、災害関係者らの情報提供などの調査への協力の内容が、当該災害調査の目的のみに用いられ、労働基準行政機関や調査担当官はこれら職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関全体に対しての信頼感や、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係が前提として存在するからである。

仮に上述のような理由により不開示としている部分が開示された場

合には、このような信頼感や信頼関係は失われ、調査に協力することが災害関係者らにとって不利益となると考えられることで、たとえ災害の正確な原因・内容を知っていたとしても、関係者らは調査に協力するに当たってその部分を省略若しくは簡略化し、又は協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする詳細な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなることが予想される。

このため、これらの部分を公にすることにより、災害発生原因の解明に必要である正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、これにより労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性について

別表に記載した不開示部分のうち、対象文書1の①ないし④、2の①ないし③、⑤、⑦及び⑧、4の①及び③の不開示部分は、本件事故で実施した災害調査で明らかにされた調査事項と、それに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

これらの情報を突き合わせるなど総合的に分析・判断することによって、本件災害の発生状況等及び災害の内容に対する行政上の措置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなる。これにより、措置基準に合致する労働災害については、当該災害が明らかにならないように、現場保存を怠るなど調査に協力しなくなるおそれなどがあり、また、合致しない労働災害については、そうした災害について行政から何ら指導されるおそれがないとの考えを生み、労働災害を発生させているにもかかわらず、その再発防止に真剣に取り組まなくなるなどのおそれがあり、いずれにしても労働安全衛生行政の事務を行う上で支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

このため、これらの部分を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務について、上記ウと同様にその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に記載した不開示部分のうち、原処分において不開示とした対象文書2の④、⑥、3及び4の②、④ないし⑥については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「災害調査復命書で、事故機を特定する情報を不開示とする理由は不明である。事故機そのものは作業中公衆の目に触れる状態になっているし、事業者にとって特殊な機械であればともかくも一般的な機種に過ぎない事故機の特定情報が営業秘密であるとは到底考えられない。事故時の吊り荷を特定する情報を不開示とする理由が不明である。「災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細」について、これを開示したからといって、特定労働基準監督署が行った災害原因調査やその調査結果に基づく分析の適否が関われ、行政権限行使の適正が図られることはあっても、何か支障を生じさせるとは到底考えられない。「違反条項」について、労働基準監督機関の法令違反等の基準は労働安全衛生法等の関係法令に照らして判断されるべきものだから、法令違反の有無やその内容を不開示とする理由はない。また、本件事故発生に関する客観的事実であるこれらの図面及び写真を不開示とする理由も全く不明である。」等と主張している。

しかしながら、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(4)に掲げる情報については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ、7号柱書き及び同号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成27年1月13日 審議
- ④ 同年2月2日 審査請求人より意見書を収受
- ⑤ 平成28年6月23日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定日時頃、兵庫県特定住所の特定工事の現場において、特定仕様の特定建設機械が請求人（被災者）の左足に乗り上げて負傷した労災事故について、所轄の特定労働基準監督署（特定労基署と思われる）に提出された労働者死傷病報告及び同署によるその災害調

査復命書」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分（文書2④及び⑥、文書3並びに文書4②、④、⑤及び⑥を除く。）については、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（労働者死傷病報告）の不開示部分について

ア 1頁の表題右の不開示部分について

当該部分には労働基準監督署による処理区分が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督署が行う労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 1頁の「報告書作成者職氏名」欄の記載は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「事業者職氏名」欄の不開示部分は、事業場代表者の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これが開示されると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 2頁の不開示部分は、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2（災害調査復命書）の不開示部分について

ア 3頁の「面接者職氏名」欄の不開示部分については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 5頁の不開示部分には、国の機関が発注した公共工事の請負金額が記載されており、当審査会事務局職員をして、当該機関のホームページを確認させたところ、公共工事の落札情報として入札者及び落札金額を公開していることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 9頁の不開示部分は、当該労働災害に関係した車両系建設機械の形式及び製造者名であり、諮問庁が新たに開示することとしている部分からおのずと明らかになる記載である。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイ

イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- エ 13頁の不開示部分については、当該労働災害の当事者である車両系建設機械の運転者の免許等資格に係る記載であり、当該部分は、原処分で既に開示されている部分と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。さらに、法15条2項による部分開示を検討すると、当該部分は、一般的に他人に知られたくない私的な情報であると認められ、かつ、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、これを開示することにより、当該審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- オ 17頁の不開示部分については、調査担当官が本件労働災害の調査結果として得られた本件労働災害の原因及び同様の事故を防止するために調査担当官が判断した対策等が記載されていると認められる。

当該部分のうち、4行目ないし6行目並びに11行目及び12行目については、被災者である審査請求人は承知している内容であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、これが開示された場合には、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- カ 19頁の不開示部分について

(ア) 当該部分のうち、「違反条項」欄及び「措置」欄の記載については、審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該部分のうち、「調査官の意見および参考事項」欄及び「備考」欄の記載については、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 「署長判決および意見」欄の記載については、労働基準監督署長の判決の日付及び判決内容が簡素に記載されているのみであり、これを開示しても、労働基準監督署の法令違反等に伴う措置基準が明らかになるものとは認められない。

したがって、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 別表に掲げる文書4（写真）の不開示部分について

35頁及び37頁の写真の不開示部分については、当該労働災害に係る車両系建設機械の情報である。

当該部分は、諮問庁が新たに開示することとしている部分からおのずと明らかになる内容であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書において、不開示部分は、人の健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であり、法14条3号ただし書に該当すると主張しているとも解される。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書		2 不開示部分		3 法14条 該当根拠条 文				4 開示すべ き部分
番号	文書名	頁	該当箇所	2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き	7 号 イ	
1	労働者死 傷病報告	1 , 2	① 1頁の表題右の 不開示部分			○	○	なし
			② 1頁の「報告書 作成者職氏名」 欄の不開示部分	○	○	○	○	なし
			③ 1頁の「事業者 職氏名」欄の不 開示部分		○	○	○	なし
			④ 2頁の不開示部 分	○	○	○	○	なし
2	災害調査 復命書	3 ~ 20	① 3頁の「面接者 職氏名」欄の不 開示部分	○	○	○	○	なし
			② 5頁の不開示部 分		○	○	○	全て
			③ 9頁の不開示部 分		○	○	○	全て
			④ 11頁の不開示 部分	新たに開示				
			⑤ 13頁の不開示 部分	○		○	○	なし
			⑥ 17頁の2行目 及び16行目	新たに開示				
			⑦ 17頁の3行目 ないし15行目 及び17行目な いし27行目		○	○	○	17頁4行目 ないし6行目 並びに11行 目及び12行 目

			⑧	19頁の「違反条項」欄，「措置」欄，「署長判決および意見」欄，「調査官の意見および参考事項」欄及び「備考」欄の不開示部分		○	○	○	「署長判決および意見」欄
3	担当官が作成した文書	21 ～3 0		不開示部分	新たに開示				
4	写真	31 ～4 8	①	35頁の不開示部分のうち，左下の不開示部分		○	○	○	全て
			②	35頁の不開示部分のうち，①の不開示部分を除く部分	新たに開示				
			③	37頁の不開示部分のうち，「定格荷重表」1行目1文字目ないし4文字目		○	○	○	全て
			④	37頁の不開示部分のうち，③の不開示部分を除く部分	新たに開示				
			⑤	39頁の不開示部分	新たに開示				
			⑥	45頁及び47頁の不開示部分	新たに開示				

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが，文書番号1ないし文書番号4の1枚目ないし48枚目に1頁ないし48番と付番したものを「頁」として記載している。